

# 福岡地方労働審議会議事録

## 家内労働部会

1 日時 : 平成22年12月10日(金) 9:30~10:47

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 :【公益代表委員】 3人(定数3人)  
上島 俊一  
花崎 正子(部会長)  
益村 真知子

【家内労働者代表委員】 2人(定数3人)  
上田 静生  
砂長 勉

【委託者代表委員】 3人(定数3人)  
安濃 純一  
靄 繁樹  
松岡 嘉彦

【福岡労働局】 労働基準部長 横尾 雅良  
賃金課長 川口 広昭  
課長補佐 角谷 泉  
専門監督官 満井 憲嗣  
ほか

### 4 主要議題

- (1) 福岡県における家内労働の現状について
- (2) 男子服製造業最低工賃の改正について
- (3) 家内労働安全衛生指導員の活動について

### 5 審議内容

部 会 長 定刻になりましたので、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催いたします。

最初に部会委員の交代がありましたのでご紹介いたします。

委託者代表委員の佐藤委員に代わりまして、後任に松岡委員が指名されております。よろしくお願いいたします。

松 岡 委 員 (挨拶)

部 会 長 本日は、家内労働者代表委員の上野委員がご欠席でございますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定足数は満たしておりますので、その旨ご報告いたします。

本日の議事録の署名を家内労働者代表委員上田委員、委託者代表委員松岡委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

上 田 委 員 (承諾)  
松 岡 委 員

部 会 長 それでは、最初に労働基準部長からご挨拶をいただきたいと思います。

労働基準部長 (挨拶)

部 会 長 ありがとうございます。それでは、議事に入りまして議題(1)の「福岡県における家内労働の現状について」ですが、事務局から説明をお願いします。

専門監督官 

{	資料No.2 「福岡県における家内労働の現状(平成22年度)」、	}
	資料No.3 「男子服製造業家内労働者の工賃収入と最賃収入の比較」 に基づき説明。	

部 会 長 ありがとうございます。ただ今の説明に対してご質問、ご意見がありましたらおっしゃってください。

上 畠 委 員 資料No.3を見ますと平成21年1月で、最賃でしたら9万円くらい、工賃だったら3万円くらいということで、約3分の1ということですね。

最賃の675円の3分の1ということで200円台と思うのですが、実質それが最低工賃にあたる、時給換算すればそのようになるのが実態だとそう解釈してよろしいですか。

賃 金 課 長 最低工賃は、当県は婦人服と男子服と2つの業種だけしか決まっておりません

が、資料No.3にあります工賃は、最低工賃に該当しない工程についても入っておりますので、最低工賃だけではないということになります。

男子服の中で、作業の内容が最低工賃に該当しない作業、3センチで9針とか細かく決めておりますので、それに該当しない作業もありまして、必ずしも最低工賃だけということではないということになります。

実際に作業をされまして工賃をもらっている、その工賃額と比較をしたということですが。

上 島 委 員            分かりました。若干違うということですね。

靄 委 員            同じ表なんですけれど、平成21年1月の工賃収入が3万円ですよ。それは前回、前々回に比べてがくっと落ちている感じがしますよね。最賃収入との対比もここだけ30%台です。これだけ落ちるとするのは、何か特別の理由があるんですか。

専門監督官            他の年が6月に調査をしておりますが、去年は日程の関係で1月に調査をしております。1月というのはご存じのとおり正月がありまして、働く日数が少ないということがあります。それで工賃収入もぐっと落ち込んでおります。

去年の家内労働部会でも、調査する月は揃えたほうがよいという意見がありまして、そのとおりのことで反省しておりますが、これは日程の関係でそうなったものです。

靄 委 員            月によって波があるんですか。

専門監督官            あります。

靄 委 員            じゃあ単純に月の収入が落ちたということで、単価が落ちたということではないんですね。

専門監督官            そうということではございません。

靄 委 員            分かりました。

部 会 長            他にございませんか。

益 村 委 員            先ほどの説明では1月ではなくてひと月ということでしたので一カ月と誤っていたのですが違うんですか。

専門監督官

平成21年1月はそのものずばり1月です。資料番号3の表の上覧を横に見て  
いって1月とあるのはひと月の意味です。

益村委員

分かりました。

もう一つ質問があるのですが、5ページの第3表のE14ですが、このときの  
説明で、贈答品の包装が300人くらい増えたということで、平成22年4月1  
日の家内労働者数は652人だという説明があったと思うんですけど、なぜこ  
の不況の時に贈答品の包装が急激に増えたのかということの背景をお分かりで  
あれば教えていただきたいと思います。

昨年のお歳暮商戦が反映されているのかなと思っているのですが、昨年の暮は  
今より景気が悪かったということが考えられるので、景気が悪い時ほど単価は安  
くなっても数は増える、というふうにお歳暮商戦の特徴があるのか、そこら辺を  
もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。

労働基準部長

これは、先ほどお話ししましたように新規把握の分です。

つまりこれまで把握されていなかった分が出てきたということです。

毎年、委託状況届を出していただくんですが、それが出ていなかったとい  
うことです。チラシなどで委託をやっているということを当局が把握をしまして委託  
状況届を出していただき、新規に把握した分がここに現れたということです。お  
そらく以前からやっておられたと思いますが把握できていなかったものです。

21年から始めたものですから、前との比較が、この部分についてはできない  
ものです。

ですから、ここが今後毎年委託状況届が出てくるということになれば、贈答品  
の包装について、たとえば22年と23年の比較ということが出てくると思いま  
すが、贈答品の包装については新規に把握したということで、経年的には把握し  
ていないということです。

部会長

よろしいでしょうか。

松岡委員

基本的な質問ですが、福岡県は婦人服と男子服以外は最低工賃の縛りはないと  
いうことなんですね。

逆に言うと婦人服と男子服だけそういう縛りをかけるといのは何か背景があ  
るのですか。

賃金課長

過去からの歴史があり、一言では言えませんが、全国的に見まして、内職の盛  
んな頃に繊維工業の内職が多くありましたが、地域最低賃金との競合という問題  
が生じまして、併せて家内労働者保護の観点から、最低工賃というものを設けた  
というのが、経緯です。

最近は、数は少ないんですが新設もされています。当時は婦人服と男子服にかかわる家内労働者の数が多かったということです。

松岡委員 決して縛りの範囲を広げようという発想ではないんですが、他の県ではやっぱり同じように婦人服とか男子服というものが多いですか。

賃金課長 お手元の「家内労働のしおり」にデータが載っておりまして、ページ数で言えば17ページを開けていただきたいのですが、この中で「繊維工業」というものが全国でも一番多いという状況です。

全国的にも家内労働者は右肩下がり減少しておりますが、それでも繊維工業が一番多いという状況です。

鶴委員 まあ参考にですけど、確かに婦人服とかそういうものは今までも、過去でも産業としてポピュラーなものですが、私どもは食料品をやっております、家内労働作業の内容がここに書いてありますように、甘夏の皮むきとかびわの種取りとか非常に特殊なものです。期間もわずかに一週間であつたりとかしますので、なかなか作業内容の定義がつけにくいということがあります。

それから新しい品種をやっていくときに、それも全国に2～3社しかないというようなものが出てきますので、全体的に工賃を決めるようなことがなかなか難しいかなと思います。

それと、先ほどの贈答品の包装に関連してのことなんですけれど、これも参考ですけど、今まで私どもも外注として箱折りとかゼリーの箱詰めとかを忙しい時に頼んでいたんですけど、新しくそういうものを引き受ける会社が出てきているんですよ。人を集めて、いろいろな会社の外注を、下請みたいに取り受けましょうと、それは家内労働はなくなりますけれど、別な形で新しい会社形式でやられているところが結構出てきているというのも家内労働の減少の一因であるかなと思っています。

部会長 ありがとうございます。

賃金課長 それから先ほどの全国の婦人服等の状況についてですが、「家内労働のしおり」の8ページから9ページをご覧になると、全国各地で婦人服・男子服の最低工賃を定めている状況がわかると思います。

部会長 よろしゅうございますか。

安濃委員 ちょっとよろしいですか。先ほどの資料No.3ですけど、平成11年から今まで最低工賃は改正されていないということなんですかね。

賃金課長 平成12年に改正されています。

安濃委員 平成12年2月17日からとなっているんですが、平成11年6月の時はまだ決まっていなかったということですか。

専門監督官 改正されたのが、平成12年2月ということですか。

安濃委員 平成11年6月は改正前のものが適用されているということなんですね。わかりました。

部会長 よろしゅうございますか。

上島委員 一つだけ希望と言いますか、資料No.3の第3表ですが、これと似たようなものでしょうけれど、家内労働業務というか件名ですね、先ほど言った贈答品の包装とか業務ごとに家内労働者が何人いるかとかをグラフ化するといいたいまいしょうか、家内労働者の多い順に棒グラフ化して並べていけば見やすいのかなという気がしたんですが。これは単なる希望です。

賃金課長 この備考の欄に書いてあることをですね。

部会長 時代の流れに従って内容も変わってきてるでしょうから、それをわかりやすくというご希望でございます。

ほかに何かございますか。ありませんでしたら次に移らせていただきます。

議題の(2)になりますが「男子服製造業最低工賃の改正について」ですが事務局説明をお願いします。

賃金課長 [ 資料No.4 「男子服製造業家内労働の実地調査」、  
資料No.5 「全国及び福岡県の経済状況」に基づき説明。 ]

このように経済状況全体としては、昨年度に比べ改善の傾向であることが窺えますが、男子服製造業を含む繊維製品製造業については、全国・福岡県内とも依然として厳しい状況であることが伺えます。

併せて、実地調査の結果でも、委託者からは委託量が大きく減少し、家内労働者も減少していく等厳しい経営状況を訴えられ、また、家内労働者の方からは工賃の引上げに関する強い要望はありませんでした。

昨年度の家内労働部会におきまして、本件男子服製造業最低工賃のご審議をいただいた際、その時の部会の結論として、男子服製造業の最低工賃の諮問の時期は、経済状況が整うまで待つこととし、諮問の時期の判断は事務局にご一任いただいた経緯がございます。

事務局としましては、保留しておりました男子服製造業最低工賃の改正諮問につきましては、これまで申し上げた経済状況等から本年度においても、未だ経済状況が整ったとは言い難く、今後当分の間は著しい改善が見込める状況にはないことから、なお改正すべき時期ではないとの判断をいたしております。

また、福岡労働局におきましては、これまで概ね3年ごとに最低工賃の見直しの可否を含めた審議を行ってきた経緯があり、昨年がその年に当たっております。それらを踏まえまして、男子服製造業の工賃見直しに関する審議を平成24年に行うということをご了解をいただければと思います。

なお、平成23年は婦人服製造業の工賃見直しの可否に関するご審議をいただくこととしております。

部 会 長

ありがとうございました。ただ今の現況の説明を含めまして、24年まで見合わせていただければというご提案でした。このことに関しまして、あるいはただ今までのご説明に関しまして、何か質問、ご意見等がございましたらどうぞ。

審 査 委 員

私はその意見に全く賛成です。

事業者の立場からというよりも、全体的な状況をみておりますと、我が国は中国とかベトナムとかとの競争になっているんですね。そうすると十分の一の賃金の国と闘っていることになります。その中で、私は最低賃金の上昇もいかなものかと思ったんですけど、今これだけ競争力が無い中でさらに工賃を上げるといことは、上げるとはいいいんですけど、それによって根本的に仕事が無くなってしまえば元も子もないじゃないかと思えます。実際今の状況は工賃を上げられるような状況ではないと思えます。

それともう一つ、一度出してほしいと思うのはですね、家内労働の工賃収入が2万、3万と書いてありますけれど、私どもが家内労働の単価を決めるときに会社の中で実際何人かに作業をさせて時間内にどれくらいできるか、それから逆算して、会社の中でできないから外でやってもらうことになるが、いくらくらいだったら会社の中での作業と比べて引き合うのかということで単価を決めるわけですけど、実際家庭でするときにほとんどの方が、例えばテレビを見ながらとか途中で家事をしながらとかいうことでやられるんですね。そうすると表向きの金額は2万、3万というけれど、実際就業している時間に対する対価というものはどれくらいになっているか、それは単純に先ほどの表みたいに会社に勤めている人間の賃金と比較して3分の1しかないということじゃないと思うんですよね。

じゃあ1時間じっくりやった単価と工場での賃金との比較もしないと単純に家内労働が普通の賃金より低いということにはなっていないんじゃないかと、その辺も時間対対価の統計も出してもらえればと思った次第です。

部 会 長

労働密度の問題、家内労働の特徴でしょうけれど、だからこそ家内労働をやっ

ているんだということなんだと思いますので、そこは労働者にとってプラスの部分というのもありましょうし、かといって工賃に大きな差があるというのも問題でありましょうし、そのあたりをもう少しクリアにさせていただきたいということであろうと思いますが、非常に難しいところだと思います。特に繊維の関係でしたら材料によっても違いますし、たとえば糸止め一つにしても、3センチだから短いからいいだろうと言ったって、その前後に糸止めがあれば、短ければ短いほど単価は高くないといけないと労働者の方はお考えになるでしょうし、質をどう見るかということは大変むずかしゅうございまして、日本の物づくりの中でまだ委託者と家内労働をなさっているということは、ある意味で日本の技能が保たれているとそういう見方もできるのかなと思ったりしております。

もし可能でしたら、今委託者側からのご依頼もありましたのでご検討していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

益村委員

提案に対しては賛成なのですが、教えてほしいことがあります。18ページの家内労働者についてという部分と22ページの家内労働者についてという部分のお二方の作業は全く同じ作業なんでしょうか。というのは、単純に作業量と収入とを比較すると、18ページの方については作業量が一日3～4着で月間作業日数が20日前後、平成22年9月の収入が31,500円、これに対して22ページの方は作業量が一日20～25着、月間作業日数が10日前後、平成22年9月の収入が30,000円となっていて、単純に計算すると18ページの方は約70着くらいで30,000円くらい稼いでいて、22ページの方は約250着で30,000円くらい稼いでいる。生産性があまりにも違うので、全く同じ仕事ではないということなんですね。

作業面だけ見ると一見同じように見えるんですけど、すべて一着単位というのが18ページで、22ページはまつり縫いはミシン等の機械が入らない部分2～3センチについて、糸くず取りは一着単位で行うというふうに細かな部分が違っているんですね。

賃金課長

2番目の作業の方は一着の作業がすぐに終わってしまう内容でございました。わずかの作業でした。これに対して1番目の方はいろいろな工程がありまして、そういうことで時間がかかるということでした。

益村委員

表向き同じような表記でも、実は細かいところでかなり違っているということなんですね。

賃金課長

はい、そのあたりをもっと詳しく表記すればよかったと思っております。



